

松伏町総合教育会議運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定により設置する、松伏町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）について、同条第9項の規定に基づき、総合教育会議の運営に関し必要な事項を定める。

（招集）

第2条 総合教育会議の招集は、協議事項等の通知をもって行う。

2 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、町長に対して総合教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的事項を示した書面を提出するものとする。

3 前項の書面の提出があった場合は、町長は速やかに第1項の通知をするものとする。

（開催の公表等）

第3条 総合教育会議を開催する場合は、前条第1項の通知後、松伏町ホームページ等へ掲載することにより公表するものとする。

2 総合教育会議を非公開とする場合は、町長が総合教育会議に諮って決定するものとする。ただし、緊急に総合教育会議を招集する場合であって、かつ、事案が法第1条の4第6項の規定に該当すると認められるときは、町長は、総合教育会議を非公開とすることができる。

3 法第1条の4第6項のただし書の公益上必要があると認めるときとは、次に掲げる場合とする。

（1）松伏町情報公開条例（平成16年松伏町条例第25号）第6条各号に掲げる情報が含まれる事案に関し協議又は調整するとき。

（2）公正かつ円滑な協議又は調整に著しい支障が生ずると認めるとき。

（議事録の作成及び公表）

第4条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）開催した日時及び場所

（2）出席者の氏名

（3）協議又は調整が行われた事項及びその要旨

（4）その他必要と認める事項

2 議事録は、松伏町ホームページ等へ掲載することにより公表するものとする。ただし、事案が法第1条の4第6項に該当すると認められるときは、非公表とすることができる。

3 議事録には、その都度会議において定めた構成員2人が署名しなければならない。

(関係職員の出席)

第5条 町長は、協議又は調整を円滑に進めるため、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第6条 総合教育会議の庶務は、政策総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。